

令和7年度 奈良県建設業・キャリア教育連携事業業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は「令和7年度奈良県建設業・キャリア教育連携事業業務委託」について、実施に必要な事項を定めるものとする。なお、仕様書に記載のない業務実施方法や成果物等の詳細については、発注者（以下「県」という）と受注者が、別途協議の上で決定するものとする。

2 業務の目的

主に中学校・高校で実施されている「キャリア教育」において、「社会人講師の派遣（出前授業）」「現場見学」「職場体験の受け入れ」等の手法で学生たちに建設業での働き方や魅力を紹介することで、中長期的に建設業の担い手の確保を図る。

今回の業務委託では、上記目的のために県が広報用に作成する動画の制作を委託する。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 業務内容

■ 動画制作・編集

動画の長さ:5分～10分程度

制作する動画の数量:2本程度

- ・ 編集後の動画はインターネット上で公開することを前提として作成すること
- ・ 県の指示により、動画への音入れ、BGMの挿入、字幕スーパー、テロップ等を使用すること

■ 企画構成

- ・ 県が作成した台本をもとにして、より魅力的な動画となるよう、演出、構図、構成等について積極的に提案すること
- ・ 「2 業務の目的」に記載した目的に沿った動画内容となるよう、アイデア・シナリオ等を積極的に提案すること。

■ 動画撮影

- ・ 県が指定した県内建設工事現場・中学校等で、動画の撮影を行うこと（奈良市内・大和郡山市内周辺にて、計2日間（各日4～5時間）を想定）
- ・ 動画内でのリポーター役（ナレーション）は県職員等が行う
- ・ 撮影日程等の調整は県が行う。また、撮影現場には、県職員が同行する。現在の撮影予定日は令和7年12月4日ほか1日であるが、調整状況によって変更する場合がある。

■その他

- ・ BGM等の使用に必要な、権利者等との交渉・使用許諾等の手続きを行うこと
- ・ サムネイル画像の制作を行うこと
- ・ 上記動画制作に伴う経費(交通費・使用料等)は、全て委託料に含むこと
- ・ 納品された成果物の投稿作業は県が行うものとする

5 成果品

- ・ 作成した動画は、DVD-R、外付けHDD等で納品すること
- ・ 編集前の撮影データについても、県が指定する撮影箇所を成果品として納品すること
- ・ 作成した動画は、YouTube等の動画共有サイトで再生可能なファイル形式で納品すること

6 中途解約

- (1) 県は受注者に対し、契約の変更又は中途解約の申し入れをすることができる。
- (2) 本契約が変更または中途解約となった場合の費用は、受注者がそれまでに支出した実費を支払うものとする。

7 その他

- (1) 業務実施にあたって疑義が生じた場合は、都度県と協議を行うこと。
- (2) 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記3「情報セキュリティに係る特記事項」を守らなければならない。
- (3) 受注者は、個人情報の取り扱いを伴う事務に従事している者又は従事していた者が、個人情報保護法の罰則の対象となることについて、関係する従業員等に周知しなければならない。
- (4) 受注者は、別記2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守しなければならない。
- (5) 受注者は、全撮影データを含む成果品の著作権の全部を県に譲渡するものとする(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)。
また、受注者は、著作権法第18条から第20条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 受注者は、成果物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証するものとする。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 発注者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記 2

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること又はそれに準ずる対策を講じていることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること又はそれに準ずる対策を講じていること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに委託者側担当者に連絡するとともに、委託者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること